

とちがいよう 豆知識

第8号

令和2年8月4日発行

発行元 茨城県農林水産部農地局
農地整備課

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/nourinsuisan/nosei/index.html>

中山間地域農業基盤整備促進事業について

中山間地域農業基盤整備促進事業とは？

→中山間地域において、小規模水田から畑地への転換等のために行う簡易な基盤整備に対して支援する事業です

中山間地域は平坦地のような効率的な経営の規模拡大が困難であり、農業従事者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地のさらなる増加が懸念されています。

そのような中で、特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、条件不利地域における意欲のある農業者を育成する必要があります。

★ 事業実施例

耕作していなかった水田で基盤整備を行い、農地に再生。
現在は果樹を栽培



★ 事業概要(令和2年度現在)

事業要件	1ha未満の農地で、2名以上の地権者がいること
事業主体	市町、土地改良区、農業協同組合等
補助率	県62.5%、市町22.5%、地元15.0%
整備内容	畦畔除去、(段差修正・簡易整地含む)、暗渠排水、客土、用排水路、進入路など
対象地域	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、常陸大宮市、桜川市、城里町、大子町の中山間地域等直接支払制度対象地域
詳細情報	茨城県HPに掲載の実施要領をご覧ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeikaku/noson/oukouyouryou.html



問合せ先
茨城県 農林水産部 農地局
農地整備課 農村環境農道担当
TEL 029-301-4259 (直通)
FAX 029-301-4249